

<通常活動廃棄物>

船舶の通常の活動に伴い生ずる廃棄物とは、以下のものが該当する。

①熱しゃく減量15パーセント以下の状態にしたもの、無機性のもの（船舶の通常の活動に伴い生じた油、有害液体物質等又は廃棄物（以下「油等」という。）以外の油等を焼却したもの、水底土砂及び廃プラスチック類を除く。）【海洋汚染防止法施行令 第4条の2 第1項第1号より抜粋】

②植物性のもの（木くずにあつては、最大径おおむね15センチメートル以下に破碎し、又は切断したものに限り。）及び動物性のもの。【海洋汚染防止法施行令 第4条の2 第1項第2号より抜粋】

③

| 廃棄物 | 排出海域に関する基準 | 排出方法に関する基準 |
|-------------------------------------|------------|-----------------------------------|
| 一 上記①に掲げる廃棄物 | A 海域 | 比重1.2以上の状態にして排出すること。粉末のまま排出しないこと。 |
| 二 上記②に掲げる廃棄物のうち植物性のもの | A 海域 | 当該船舶の航行中に排出すること。 |
| 三 上記②に掲げる廃棄物のうち動物性のもの（生鮮魚及びその一部を除く） | B 海域 | 排出方法は、限定しない。 |

※「A海域」及び「B海域」については、次ページの「廃棄物排出海域図」を参照のこと。

備考

1 この表において「A海域」とは、すべての国の領海の基線からその外側50海里の線を超える海域をいう。ただし、同表第一号及び第二号にあつては、当該海域のうち次に掲げる海域以外の海域とする。

- イ 別表第1の4に掲げるバルティック海海域及び南極海域
- ロ 別表第2の2備考第4号に規定する北海海域
- ハ 別表第2の2備考第6号に規定する海洋施設等周辺海域

2 この表において「B海域」とは、すべての国の領海の基線からその外側12海里以遠の海域のうち次に掲げる海域以外の海域をいう。

- イ 別表第1の5に掲げるバルティック海海域及び南極海域
- ロ 別表第2の2備考第4号に規定する北海海域
- ハ 別表第2の2備考第6号に規定する海洋施設等周辺海域
- ニ 第4号の環境大臣が指定する海域

※「通常活動廃棄物」を排出する際は、水産動植物の生育に支障を及ぼすおそれがある場所での排出を避けるように努めること。

※熱しゃく減量15パーセント以下の状態にしたもの及び無機性のものを排出する際は、できる限り速やかに海底に沈降し、かつ、堆積するよう必要な措置を講じるよう努めること。

※植物性のものを排出する際は少量ずつ排出し、かつ、廃棄物が出来る限り速やかに海中において拡散するよう必要な措置を講じるよう努めること。

【海洋汚染防止法施行令別表第3をもとに作成】

| 海域名 | 海域の範囲 |
|-----------|--|
| バルティック海海域 | ボスニア湾、フィンランド湾及びスカゲラック海峡のスカウを通る北緯57度44.8分の緯度線を境界線とするバルティック海への入口の海域を含むバルティック海の海域 |
| 南極海域 | 南緯60度以南の海域 |

【海洋汚染防止法施行令 別表第1の5より抜粋】